

区分
新規・変更

(注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに西海市役所 長寿介護課へ提出してください。

2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所又は介護予防支援若しくは介護予防マネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず西海市役所 長寿介護課に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。

3 住所地特例の対象となる施設に入所中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。